

青森県報

第四千八百号

平成二十八年
二月十日
(水曜日)

目次

告示

救急病院の設置	(医療業務課)	一
保安林の指定予定	(林政課)	一
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課)	一
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出	(下北地域 県民局)	二
建設業者の許可の取消し	(中南地域 県民局)	二
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	二
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	三
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	四
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	四

告示

青森県告示第八十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

平成二十八年二月十日

青森県知事 三村 申吾

名称	社会医療法人博進会 南部病院	所在地	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三六の一	認定の有効期限	平成三十一年二月十三日
----	-------------------	-----	--------------------	---------	-------------

青森県告示第八十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十八年二月十日

青森県知事 三村 申吾

- 一 保安林予定森林の所在場所
三戸郡新郷村大字戸来字上後藤五〇の九七、五〇の一〇〇
- 二 保安林指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (イ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 - (ロ) 次のとおり「は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。」

青森県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、弘前広域

都市計画公園事業の事業計画の変更を平成二十八年一月二十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画公園事業（六・五・一号 弘前運動公園）

三 事業施行期間

平成二十七年二月十三日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県弘前市大字豊田二丁目、豊田三丁目地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第八十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項		指定漁船調書の縦覧	
加入区 の名称	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
六ヶ所	上北郡六ヶ所村大字平沼字追館三二の六 橋本 喜代二	平成二十八年 二月十日から	六ヶ所村漁 業協同組合

上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ上三七の七
橋本 喜代志
上北郡六ヶ所村大字平沼字追館二の一
中岫 武満
同月二十四日
まで

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社弘都住建
- 二 代表者の氏名 白川 憲雄
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大清水一丁目一の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第一六五六六号
- 五 取消年月日 平成二十八年一月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実 平成二十八年一月七日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治

団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年二月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第一号)	一の町以上の区域を単位として設けられた支部	届出年月日
民主党青森県参議院選挙区第1総支部	田名部匡代	田名部政志	八戸市大字岩泉町四字七	参議院議員	○	平成 六・一 元

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
船場栄後援会	山田 正典	畑中 茂喜	三戸郡三戸町大字梅内字館六九	平成 六・一 三
大久保和夫後援会	野村 敏男	工藤 昭一	三戸郡五戸町字姥川村四七	平成 六・一 六
川崎七洋後援会	川崎 良巳	川崎 由希子	三戸郡五戸町字下毛沢向八の一	平成 六・一 六

青森県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年二月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称(代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
民主党青森県第3区総支部(田名部 定男)	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体	平成 六・一 六
生活の党と山本太郎となかまたち青森県総支部連合会(平山 幸司)	主たる事務所の所在地	五所川原市みどり町四丁目四六	青森市大字大野字前田六二の九	平成 六・一 五
生活の党と山本太郎となかまたち青森県参議院選挙区第1総支部(平山 幸司)	主たる事務所の所在地	五所川原市みどり町四丁目四六	青森市大字大野字前田六二の九	平成 六・一 五
自由民主党三戸町支部(澤田 恵)	主たる事務所の所在地	三戸郡三戸町大字斗内字清水田一四	三戸郡三戸町大字守字村ノ上二六の一	平成 六・一 一
自由民主党青森県遺族会支部(齋藤 文昭)	会計責任者	千島 卓	田邊 義弘	平成 六・一 六
自由民主党青森県建設業支部(鹿内 雄二)	代表者	鹿内 雄二	今 誠康	平成 六・一 四

政党以外の政治団体

政治団体の名称(代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日

村を良くする会 (関 和典)	主たる事務 所の所在地	代表者	関 和典	中津軽郡西目屋 村大字田代字稲 元一の一の四	中津軽郡西目屋 村大字田代字神 田二五の一の二	平成 二六・一・一六
	代表者	会計責任者	三浦 敬二	七戸 良樹		
稲葉好彦後援会 (福士 和弘)	代表者	工藤 尚子	七戸 良樹			
ひらこうアオモリ の会 (平山 幸司)	主たる事務 所の所在地	代表者	五所川原市みど り町四丁目四六	青森市大字大野 字前田六二の九		二六・一・二五
高山浩司後援会 (館 功悦)	代表者	館 功悦	名久井 忠雄			二六・一・一六

青森県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
千葉健一郎後援会	木野宮 敬造	平成二七・三・三〇
荒川重雄後援会	柗谷 里志	二七・三・三三
神忠男後援会	佐藤 弘美	二七・三・二六
東健而後援会	東 英俊	二七・三・二九
見崎清後援会	福島 圭一	二七・三・三三

青森県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年二月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	年異 月日動
平山 幸司	ひらこうア オモリの会	主たる事務 所の所在地	五所川原市 みどり町四 丁目四六	青森市大字 大野字前田 六二の九	平成 二六・一・ 二五

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭